

第4回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会
議事要旨

日時	令和6年11月19日(火) 13時30分～15時30分	
場所	中津川市環境センター 2階 大会議室	
出席者	委員	八鍬委員、肥後委員、柴原委員、古谷委員、長谷川委員、保母委員、安藤委員、加藤委員、瀬瀬委員、別府委員、今井委員、大塩委員(欠席:成瀬委員)
	オブザーバー	吉村氏、太田氏、野原氏
	事務局	中津川市 丹羽部長、吉村課長、長瀬所長 恵那市 梅村部長、磯村課長、佐藤課長補佐、平林所長 中津川・恵那広域行政推進協議会 山田事務局長、林課長補佐、西尾係長、阿部係長 株式会社エックス都市研究所 鈴木部門長、坂田主席研究員、松島主任研究員、長友研究員、メルリーニ研究員
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 議事(1) <ul style="list-style-type: none"> (1) 中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設整備基本構想(素案)【資料1】 ・中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について【資料1の説明】 4. 議事(2) <ul style="list-style-type: none"> (2) 建設候補地公募要項及び評価基準の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・中津川・恵那広域ごみ処理施設建設候補地公募要項(素案)【資料2-1】 ・建設候補地評価基準(素案)【資料2-2】 ・別添資料(人口重心地)【資料2-3】 ・建設候補地の選定方法について【資料2の説明】 5. 議事(3) その他 6. 次回の第5回検討委員会の開催予定について 日時: 令和7年1月10日(金) 13時30分～ 7. 閉会 	

事前確認

(事務局)

皆様こんにちは。委員会前ですが、事務局からご連絡をさせていただきます。

まず、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

事前に送付させていただきました資料は7点でございます。1点目は「資料1 基本構想(素案)」、2点目は「資料1の説明」、3点目は「資料2-1 建設候補地公募要項(素案)」、4点目は「資料2-2 候補地評価基準(素案)」、5点目は「資料2-3 別添資料(人口重心地)」、6点目は「資料2の説明」。そして本日追加資料として「意見連絡票」をお手元に配布させていただいております。

皆様お揃いでしょうか。過不足はございませんでしょうか。

次に発言についてですが、記録を残すためマイクをご用意しておりますので、発言の際にはマイクをご使用いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1. 開会

(事務局)

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、中津川・恵那広域行政推進協議会の西尾と申します。よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から第4回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を開会いたします。

本日の委員会について、成瀬委員から欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。なお、この会議は「中津川・恵那広域行政推進協議会公開規程」第3条に基づき、原則公開とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに八鍬委員長よりご挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

2. あいさつ

(委員長)

皆さんこんにちは。

当委員会も第4回ということで、徐々に佳境に入ってくるというところでございます。第3回で佐久平の比較的新しい施設を見せていただきましたので、それも頭に入れながら、今後どうしていくかというところを議論して参りたいと思います。

更に今回は公募要項といったものも入って参りますので、是非忌憚のない意見を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は八鍬委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは議事に入る前に、事務局より「第2回検討委員会」と「第3回検討委員会(先進地視察)」の内容の振り返り、本日の検討内容について説明をお願いいたします。

(事務局)

皆さんこんにちは。中津川・恵那広域行政推進協議会の林と申します。

それでは事務局より、9月13日(金)に開催しました「第2回検討委員会」と、10月16日(水)に開催いたしました「第3回検討委員会(先進地視察)」について、内容のご報告と、本日の第4回の内容についてご説明させていただきます。

第2回検討委員会では、広域ごみ処理基本構想の策定について、「広域処理の基本方針の整理」をはじめとする9項目の基本的な考え方を説明させていただきました。そして、令和15年度の施設稼働に向け、建設候補地の選定方法については、地域の合意形成が行われた後に応募していただく「公募型」で進めることを決定させていただきました。

第3回検討委員会につきましては、委員及びオブザーバーの皆様へ、ごみ処理施設等を視察していただくため、長野県の佐久市にあります「佐久平クリーンセンター」へ、遠方まで足を運んでいただきました。この施設は、人口と処理能力が比較的、当地域の想定と同規模であること、また比較的新しい施設であること、建設候補地を公募により選定していること等を視点に視察を実施いたしました。

皆様には、広域的な視点から「アクセスやごみを収集する距離感または時間」「建設候補地の公募に際し地権者や地域の状況」「施設の更新計画」「跡地利用」等について、活発なご質問を頂きました。これから両市が目指す施設整備のイメージを持っていただけではないかと思っております。そこで、本日は議事に入る前に、皆様から改めて視察のご意見やご感想を頂ければと思っております。

本日の検討委員会の議事は、1番「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定」、2番「建設候補地公募要項及び評価基準の策定」です。ご検討いただきたい内容につきましては簡潔に要点をまとめたパワーポイント資料でご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。先進地視察の内容を踏まえ、活発なご意見、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後の予定につきましては、皆様にご検討いただいた内容を事務局側で整理し、次回、令和7年1月10日(金)に開催予定の第5回検討委員会でご報告させていただき、「基本構想(案)」と「公募要項及び評価基準(案)」を完成する予定です。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

(八鍬委員長)

ありがとうございました。

それではただ今の説明の中にありました佐久平クリーンセンターの視察を振り返ってのご意見ご感想がございましたら、挙手の上お願いいたします。

何でも結構です。綺麗だったことと、あまり匂いがしないセンターだったという気が

するのですが、他にも何かご感想あればお願いします。

(委員)

視察という貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

今、委員長がおっしゃったように、非常に綺麗、かつ周辺環境としては、ネガティブなイメージがすごく排除された感じがしました。また規模感については、人口やエリアが恵那・中津川と非常に似ているということで、方法は別として、このような規模感のものがこのような広さの中で建つのだなど、非常に具体的なイメージを持つことができました。

(委員)

私も同じような感想を持ちました。

今回公募することに関しましては、佐久平クリーンセンターは可燃ごみだけの処理施設で、今回計画する資源ごみなども一括するとなると、あの広さでは足りないわけです。その点を私もうっかりしていて、こんな狭いところで全部できてしまうのかというイメージを持っていて、後でよく見ましたら、7ha程度必要だと書いてあり、何が違うのかと思いましたが、可燃ごみだけの施設だったということでした。

あとの資源リサイクルはその他にかなり広い面積と埋め立てる場所が要るということですが、今回は可燃ごみ処理施設の分だけを公募するのでしょうか。

(委員長)

後程、公募の仕方についてはご説明があると思いますので、今この時点での私からの説明は差し控えさせていただきます。

おっしゃる通り、広さというのは処理するものによっても変わってきますし、車がそれだけ多く来れば、どうしてもきちんと面積を取らなくてはいけないということもございますので、その辺は今後、説明いただくことになっております。

他はよろしいですか。ご意見が無いようですので、この辺で終了させていただきます。オブザーバーの皆様から何かご意見等はございますか。

(オブザーバー)

皆さんが言われる通り、新しく大変綺麗な施設でした。行った時に造成の動画を見させていただきましたが、かなり造成にかかったのかなど。こちらで造る際には、なるべくああいっただけの手間のかからない場所がいいなという感想を持ちました。

3. 議事 (1)

(委員長)

それでは本日の議題に移りたいと思います。3番の「議事(1)中津川恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

3番の「議事(1) 中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」ご説明させていただきます。資料1「一般廃棄物処理施設整備基本構想(素案)」について簡潔に要点をまとめ、資料1のパワーポイントの資料で説明をしたいと思います。

「資料1の説明」の2ページをご覧ください。まず初めに基本構想の構成についてです。各ページの右上に、基本構想の該当ページを記載しておりますのでご参考にしてください。

基本構想は、2ページと3ページに示します9項目で構成をしております。項目につきましては、第2回検討委員会で示させていただいた構成に沿っております。基本構想は、両市の処理の現状やごみ処理技術の動向、施設規模、整備用地の要件等について整理するものです。施設整備の詳細の決定は、来年度以降に策定いたします「施設整備基本計画」で行います。本日は、建設候補地の公募に関わる施設の規模や整備用地の必要面積についてご検討いただきたいと思います。

本日の次第、議事(1)では第4章「必要施設規模の算定」を中心に、議事(2)では第5章「整備用地要件の整理」を中心にご説明をさせていただきます。その他、各章の内容につきましては現状を整理したものですので、別途資料1「基本構想(素案)」をご確認下さい。

4ページをお願いします。必要施設規模の算定の説明に入る前に、ごみ処理技術の動向について少し説明をします。これは基本構想(素案)第3章に記載してある内容となります。

左下に、環境省が定める廃棄物処理体系を示しております。可燃ごみを処理する施設には、エネルギー回収型廃棄物処理施設と有機性廃棄物リサイクル推進施設があります。両市の現在稼働している施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に該当し、中津川市の施設は「熱回収施設」、恵那市の施設は「ごみ燃料化施設」に該当いたします。熱回収施設は、可燃ごみを熱分解・燃焼・溶融等により、ごみを衛生的に処理するとともに、体積を減らす減容化を図る施設で、ほとんどの自治体はこの「熱回収施設」を採用しております。

右下のグラフは、令和元年以降に竣工した可燃ごみ処理施設の中から、施設規模が日量100～150tの施設、20の事例について整理をしたものです。青色のストーカ方式、オレンジ色の流動床方式は熱回収施設の「焼却方式」。灰色の流動床ガス化溶融炉は熱回収施設の「ガス化溶融炉方式」に該当いたします。このことから、20の事例の全てが「熱回収施設」を採用しております。なお、今回整理をした事例では、90%の施設で焼却のストーカ方式が採用されている状況です。

5ページをご覧ください。4ページで申し上げました「ストーカ方式」「流動床式ガス化溶融炉」につきまして概要を説明いたします。

ストーカ方式は最も採用例が多く、第3回検討委員会で視察をした「佐久平クリーンセンター」でも採用されています。ストーカ方式は、投入したごみを攪拌し奥へ送り出すための火格子が前後に可動することによって、ごみを少しずつ奥へ奥へと移動させ、

下から空気を送ることによってごみを燃焼させる処理方式です。火格子は、ごみを乾燥させる「乾燥段」、ごみを燃焼させる「燃焼段」、未燃分を完全に燃焼させるための「後燃焼段」の3段になっております。

流動床式ガス化溶融炉は、中津川市環境センターで採用されている技術です。この方式は焼却と溶融の2つの技術を組み合わせたもので、高温に熱した砂でごみを焼却したのちに、焼却によって発生した焼却飛灰とガスを溶融します。溶融炉では、1300℃以上で燃焼し、灰分をスラグ化します。

6ページをご覧ください。次に最終処分場の技術動向について説明します。

最終処分場には大きく分けて、オープン型最終処分場とクローズド型最終処分場の2種類があります。現在稼働している両市施設は、ともにオープン型が採用されています。

オープン型は、ごみを焼却したときに残る残渣等を埋め立て、表面に土などをかぶせます。降雨や強風、作業音の影響が懸念されますが、自然の地形を活かした設計と建設が可能です。クローズド型は、屋根等で覆いかぶせているため、天候の影響を受けにくく、重機による騒音の軽減が可能です。屋根などの存在により埋立地形状に制約を受けられる場合もありますが、一般的にオープン型処分場と比べ埋立面積が小さく、作業性に劣る場合がありますが、覆土の減量化が図られます。

7ページをご覧ください。続いて最終処分場の事例についてご説明します。

令和元年度以降に埋立を開始した最終処分場の事例 34 件を整理しました。オープン型、クローズド型ともに17件ずつとなっていますが、山間地域ではオープン型の採用が多く、平地ではクローズド型の採用事例が多くなっている状況です。

8ページをご覧ください。ここから、第4章の必要施設規模の算定についてご説明いたします。このページでは「将来ごみ排出量」について説明します。

将来ごみ排出量は、広域ごみ処理施設の規模を算定するために必要となります。将来ごみ量の推計は、一般的に使用される「トレンド推計法」を使用して行いました。

「トレンド」とは傾向で、「トレンド推計」は過去のデータを数学的に、関数を活用して将来の推計値を求めるという方法です。生活系のごみにつきましては、過去10年分の両市の1人1日当たりのごみ排出量を算定したうえで、トレンド推計により、将来の1人1日あたりの排出量を推計したうえで、将来人口を乗じて将来ごみ量とします。将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が提示しております将来人口を使用しました。事業系ごみは、年間排出量をトレンド推計しており、人口は考慮していません。

将来ごみ量の推計は来年度以降、施設整備基本計画で再度新たな実績値の状況を加味したうえで再度推計する予定を考えております。

9ページをご覧ください。こちらは、トレンド推計の結果の一例として、中津川市の生活系ごみのトレンド推計結果を示させていただいております。

8ページでご説明したとおり、過去10年分のデータから、令和6以降の傾向を「1次傾向線」「2次傾向線」「対数曲線」「べき曲線」「1次指数曲線」の5つのシナリオで推測しております。この5つのシナリオの中から、極端にごみ量が増加または減少する等の

ナリオを排除した中で、過去と将来推計のデータ間の関係性の強さを示す相関係数が高いものを採用しております。

右の図におきましては、緑色の△で示した「2次傾向線」が著しくごみ量が減少することから、このシナリオを排除し、残るシナリオの中で最も相関係数が高いオレンジ色の○で示した「一次傾向線」を採用しております。こういったトレンド推計を全てのごみに対して実施し、将来ごみ量の推計と必要となる施設規模の算定を行います。

10 ページをご覧ください。参考に、将来ごみの排出量推計結果と、両市が策定した「一般廃棄物処理基本計画」の目標値を比較した内容を示しております。

このページは、中津川市の比較で、一般廃棄物処理基本計画では令和16年度を計画の目標年度として設定し、家庭系ごみの排出目標値は1人1日あたり475gとなっております。一方で、今回の将来推計結果では1人1日あたり515gとなっており、このまま推移した場合には目標値を達成できないという状況となっております。

11 ページをご覧ください。次は、恵那市の比較内容です。

恵那市では令和4年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、目標年度を令和14年度としています。排出目標値は、生活系ごみが年間7,165t、事業系ごみが年間3,162tとなっております。将来推計結果では、生活系ごみ7,910t、事業系ごみ3,478tとなっており、恵那市においても、このまま推移した場合には一般廃棄物処理基本計画の目標を達成できないという状況となっております。

ただし、一般廃棄物処理基本計画は、あくまで排出量削減目標を高く数値として示しているものであるため、広域施設を整備する際には、実際に排出されたごみを処理できないことは問題となります。従って、処理能力不足を避けるため、安全側をみて、トレンド推計による将来ごみ量を施設規模の算定基礎とさせていただきたいと考えております。

12 ページをお願いします。続いて、施設規模の算定結果についてご説明いたします。はじめに可燃ごみ処理施設についてです。

先程申し上げましたとおり、今回の施設規模の算定では、処理能力不足を避けるために、トレンド推計法によるごみ量を採用しております。生活系ごみの年間排出量は、中津川市10,680t、恵那市6,189tとなりますが、今後「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、いわゆるプラ新法への対応として、プラスチック系ごみの分別、資源化が必要となります。現在、両市ともプラスチック系ごみは可燃ごみとして排出されていますので、広域施設の稼働後は資源ごみとして排出されることになることから、その量を考慮する必要があります。

現在、家庭系ごみの中に含まれるプラスチック系ごみの割合は、環境省データでは10.99%と算定されています。詳細は後ほどご説明いたします。プラ新法の対策としまして、新たにプラスチックごみの分別を行ったとしても、一部は可燃ごみに含まれ排出されることが考えられます。そのため、他都市の事例から、初期の分別率を60%と設定いたしました。分別率60%の設定に関する詳細につきましても後程触れたいと思います。

これらを踏まえ、両市の排出される年間のごみ量は合計27,429tとなり、日量95tの施設規模と算定されました。これに、災害発生時の廃棄物処理量10%を考慮し、104tの

日量の処理能力となります。

13 ページをご覧ください。12 ページで説明しましたが、家庭系ごみの中に含まれるプラスチック系ごみの割合は、環境省が毎年公表している家庭系ごみの組成調査結果を使用することとし、燃やせるごみと、資源ごみを併せた量に対して 10.99%がプラスチック系ごみとして入ってくるものと考慮します。

そのうえで、両市は現在、プラスチック系ごみは全て可燃ごみに分別されているため、ごみの総量からプラスチック系ごみの量を引く形で試算をしております。改めて、家庭系ごみの中に含まれるプラスチック系ごみの割合は、この表に示す令和元年から令和5年の組成調査結果の平均から 10.99%として整理をしました。

14 ページをご覧ください。先程可燃ごみ処理施設規模の算定に用いた、プラスチックの分別率の設定について説明いたします。

この分別率は、横浜市が令和5年度に実施したごみ組成調査結果より、分別協力率を用い、60%として採用しております。

15 ページをご覧ください。不燃・粗大ごみ処理施設の施設規模の算定結果です。

両市の年間排出量は 3,821 t、施設規模は 18 t/日となります。算定に使用した月変動係数は一般的な値であり、今後、既存施設の稼働状況を考慮した上で変更する可能性があります。

16 ページをご覧ください。資源化施設の施設規模の算定結果です。

資源化施設はカン、ビン、ペットボトル、プラスチックごみを想定しています。両市の年間排出量は 2,421 t、施設規模は 11 t/日となります。こちらも、算定した月変動係数は一般的な値であり、今後、既存施設の稼働状況を考慮した上で変更する可能性があります。また、品目毎の施設規模の整理も行う必要があります。

17 ページをご覧ください。続いて最終処分場の施設規模についてです。まず可燃ごみ処理施設が「焼却方式」の場合の施設規模について説明します。

可燃ごみ処理施設が焼却方式の場合は、焼却灰及び焼却飛灰が残渣として発生します。従って最終処分場へは、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設で発生した処理残渣及び不燃残渣を埋め立てます。

ごみ処理施設や粗大・不燃ごみ処理施設、資源化施設は、一般的に 30 年以上稼働することが想定されます。このことから、これらの施設の稼働期間に合わせ、最終処分場も 30 年間埋立を行うという計画とした場合は、必要埋立地容量は約 98,000 m³ということになります。

18 ページをご覧ください。可燃ごみ処理施設が「溶融方式」の場合の最終処分場の施設規模について説明をいたします。

可燃ごみ処理施設が溶融方式の場合は、溶融メタル、溶融スラグ及び溶融飛灰が残渣として発生します。このうち、溶融メタルと溶融スラグは資源化の可能性もあることが

ら、外部への売却等により、処分量が軽減されることが見込まれます。

これらの状況を考慮したうえで算定を行った結果、30年間の必要埋立地容量は約55,000 m³となりました。

続いて19ページをご覧ください。必要面積の推計について説明いたします。

必要面積は平場として必要な面積を想定しています。ただし、土地の地形によっては、平場を確保するために造成工事が必要となり、その場合は必要面積が大きくなります。

まず、ごみ処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の必要面積ですが、近年整備されました1日当たり100～150tの処理能力を持つごみ処理施設の面積は約4,000 m²となっております。ごみ処理施設に不燃・粗大ごみ破碎処理施設を併設している場合の不燃・粗大ごみ破碎処理施設の面積は約1,000 m²となっていることから、建物には約5,000 m²が必要となる想定です。また、施設には周回道路、計量棟、駐車場等の整備が必要となり、必要な緑化面積等も考慮すると、建物以外で約7,000 m²が必要となり、これらの合計では約12,000 m²が必要となるとしています。

次に資源ごみ処理施設の必要面積ですが、既存処理施設の建築面積約3,000 m²に、広域施設ではプラスチック類を新たに追加することになるため、1ライン約1,000 m²を追加します。また周回道路、計量棟、駐車場等の設備、必要な緑化を考慮すると約4,000 m²が必要となり、これらの合計では約8,000 m²が必要としております。

20ページをご覧ください。最終処分場の必要面積の推計について説明します。

近年の最終処分場の建設実績をもとに、埋立容量に対する埋立面積の比率を「面積係数」として整理し、算定に用いました。面積係数は、今回の試算では0.21としております。また最終処分場は、浸出水処理施設、防災調整池及び管理用道路等も必要となるため、埋立地面積の2～2.5倍程度を必要とします。

これらを踏まえすと、焼却方式の場合、埋立期間30年間で約50,000 m³、5ha。熔融方式の場合は30年間で約30,000 m³、3ha必要となります。なお、この面積の推計はオープン型最終処分場を想定して算定いたしました。

21ページをご覧ください。基本構想の内容から少しはなれますが、地域貢献策についてご説明いたします。

建設候補地として選定した地域には、地域振興策により地域の環境整備や地域活性化の支援を行うこととし、詳細につきましては、地域の事情を伺いながら、建設候補地決定後に地域と両市で協議をいたします。地域振興策の詳細につきましては、議事(2)「建設候補地の選定方法について」でご説明いたします。

22ページをご覧ください。最後になりますが、今後の流れについてご説明いたします。

本日は、基本構想(素案)についてご説明させていただきました。今後は令和7年1月10日(金)に第5回検討委員会を開催し、「基本構想(案)」と「公募要項及び評価基準(案)」を策定していただく予定です。

その後、令和7年1月中旬からパブリックコメントを実施し、令和7年2月に基本構想の決定という流れになりますのでよろしく願いいたします。

本日の資料「基本構想(素案)」そしてこれからご説明する「公募要項及び評価基準(素案)」につきましては、改めて皆様にご確認いただき、ご意見等がございましたら事務局までご連絡いただきますようお願いしたいと思います。

頂いた内容につきましては事務局で内容を整理しまして、「第5回検討委員会」でその内容をご報告したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

事務局の方からの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、議事(1)「中津川・恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」、ご質疑、ご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑応答

(副委員長)

9~10 ページあたりでいろいろな推計をされていると思いますが、将来推計結果が1人1日あたり515gということで目標値を達成できないとのことですが、515gというのはその前のページの関数の数値のどれに該当するのですか。

(事務局)

9ページでトレンド推計の例ということで一例をお示ししておりますが、この9ページでお示している値は、中津川市の生活系ごみの「焼却対象ごみ」だけです。

基本構想(素案)本編42ページの表で、中津川市の令和16年度の目標値の設定と推計値ということで、生活系ごみの「焼却対象ごみ」の427.9g/人・日、そして「破碎・選別系ごみ」の87.27g/人・日というところを足していただきますと、パワーポイント資料でご説明しました515g/人・日と同値になります。

(副委員長)

いろいろな推計は、それぞれのごみ毎に推計をした上で足し算したという意味ですね。わかりました。

(副委員長)

パワーポイント資料6ページに、オープン型とクローズド型の二つ、それぞれ概要が示されていますが、最終的に処分が終わった後、もうここは使わないとなった後の扱いはどうなるのでしょうか。そこがちょっと記載されていないような気がしましたので、教えてくださいたいです。

(事務局)

ご質問されました件は、最終処分場のクローズド型で埋め立てが終了した後の利用の計画というところでしょうか。

(副委員長)

両方です。

(事務局)

結論から申し上げますと、そのあとの計画などは立っておりません。

クローズド型の場合、一般的にはそこを埋め立てし、例えばその上にテニスコートと
いった憩いの場を作るといった事例もございます。

(副委員長)

覆いは取り払ってしまうということですね。

(事務局)

それも含めて、例えば上物も取り払って、天日の当たるテニスコートというパターン
もあります。

(副委員長)

いずれにせよ、取り外す処理費用もまたかかるということですね。

(事務局)

もしくはそのまま残す可能性もあります。

今私が申し上げましたテニスコートにつきましては一例であり、中津川・恵那でどの
ようにしていくかといった方針については、まだ先の話で決まっております。

(委員長)

よろしいですか。他に何かご質問等ございましたら。

(委員)

今の話ですが、中津川市環境センターがある西山についてもまだ決まっていないわけ
ですね。9年後には次が稼働するわけですが、今度公募する場合、30年後どのように活
用されるのか。そこはもう不毛の地になるのか。資産価値がなくなるのかといったこと
について、売る人はいいいですが、その周辺の方たちが気にならないかと。

30年とかの期限があるため、西山のその後の活用が市民に納得のいく形で、こういう
風なら良かったということになれば、公募も弾みがつくと思います。それが放ったらか
されて、周辺の土地の価値などが落ちてしまうと、やはり迷惑施設として終わる可能性
があるのではないかと、個人的には思います。その価値をしっかりとある程度示してくだ
さるとよいと思います。

(委員長)

今のご意見に対して事務局から何かございますか。

(委員)

中津川市副市長です。以前にも同じようなご質問を頂いたと思います。大変申し訳ございません。

今の時点ではこの後の活用については決まっておりませんが、そういったご意見もありますので、できるだけ何らかの方針は示せるようにしていきたいと思いますが、いつ示せるのか、どうするのかという話は、まだ現段階では申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

(委員長)

他に何かございましたらお願いいたします。

(委員)

先日、佐久平のクリーンセンターを拝見させていただいたのですが、あそこは最終処分場は持っていないため、業者に任せるという形で、あれだけの広さでやっているということでした。今回、最終処分場を設けた形にするのか、逆に言えば、資源にするものは資源にして、業者に任せるというのも手かなと思います。そこのところをこれからどうするかということもあります。それによって面積や処理施設がどれだけ要するというところもあると思います。

(事務局)

最終処分場まで含めた整備をするかどうかというお話ですが、この後、議題2の方で出てくる、面積、公募要件にも大きく関わってくる部分になりますので、詳しくは後程ご説明したいと思っております。中津川市環境センターを見ていただきますと、ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場まで一体で整備された施設となっております、近いところに一体整備のモデルがあるということで、広域化に向けての1つの考え方、モデルとして考えております。

一方、公募で候補地を選定していくということを決めていただきましたので、令和15年度稼働に向けて、地域が応募しやすい条件をどうやって整えていくか、ということも考えないといけない中で、3つの施設の中で最終処分場というのがやはり、地域合意を頂く中で一番難しいであろうと認識しており、最終処分場を最初から必ずセットにして公募するのかどうかというところは、両市の中でも非常に議論になりました。

また後程ご説明しますが、公募に当たっては、まずは可燃ごみ処理施設を優先的に考えていく。地域のご理解が頂ければ、他の施設についても協議して受け入れていただければありがたい、というようなことで進めたいと考えます。

(委員長)

先程クローズド型最終処分場の話もありましたが、そんなに多くは見たことはないですが、最後はキャッピングして、雨水が中には浸透しないような状況で返すところもあります。その時はもう上の屋根を取って、下は平地で使えるような感じですが、ただやはり雨水が浸み込まないというところを考慮してやっているところもあるようです。いろいろだと思いますので、それはまた調べて、必要に応じて議論の中に入ってくることも

あるかもしれません。

オブザーバーの皆さんから何かご意見ございますか。

(オブザーバー)

事務局の方には事前にお話させてもらいましたが、ごみの量の算出の中で、素案の46ページの(1)可燃ごみ処理施設、47ページの(3)資源化施設ということで、それぞれ中津川市と恵那市の生活系ごみとプラスチック系ごみの関係が書いてあるところです。

一番懸念しているのは、②を算出するときの参考資料の中で、表4-4の下のところの中津川市と恵那市の計算している部分で、10,680t/年と890t/年を足してからプラスチック系ごみの割合を出して1,271t/年。うちプラスチック系ごみが1,271t/年となっていますが、890t/年を足しているのは、実際は資源化施設の方の中のプラスチック系ごみの割合を出しているようにしか思えないのですが、1,271t/年と出して、それからその6割で引き算する②の数値を出しているのです、これを可燃ごみの方から引く数字の根拠にしているんですよね。そうすると引き過ぎになるのではないかということ。

そしてそこで出た分別率を掛けたごみの量763t/年を、今度右側の890t/年に足すということは、890t/年で引く前のものにまた足し算をしている形になり、今度こちらは890t/年のプラスチック分がプラスαされているという形になっているような計算式になっているため、一番基本のごみの量を出すところが、根本的に大丈夫ですか。この計算は私はミスだと思うのですが、どのように考えられているのかというところの説明をお願いします。

(エックス都市研究所)

こちらの算定にあたって、先程事務局の方からご説明させていただいた10.99%という数値ですが、これは環境省の家庭系ごみの中の組成割合から算出しており、その家庭系ごみというのが、可燃ごみと資源ごみ、どちらも入った量に対しての10.99%という形になっています。

今回この10.99%を使うに当たっては、中津川市、恵那市共に燃やせるごみと資源ごみ、先程言ったように、環境省の方では家庭系ごみに資源ごみが入っているため、両方出したものの10.99%というものを使わないと、環境省の数値と合わないだろうということで、中津川市の部分で説明させていただきますと、燃やせるごみと資源ごみを足した量に対して10.99%を掛けて1,271gt/年という形で算定させていただいております。

1,271t/年というプラスチック系ごみ自体は、家庭系ごみから出てくるものですが、今回中津川市、恵那市の状況的には、このプラスチック系ごみが、今は燃やせるごみに全て入っているという考え方ですので、算定としては環境省に合わせて、燃やせるごみ、資源ごみの10.99%ですが、その量が全て燃やせるごみの中に入っているという考え方で、引く時は燃やせるごみの量のみから1,271t/年というのを引いて算定をしております。

そのうちの60%が分別協力率ということで、横浜市のデータを使わせていただいているのですが、その1,271t/年のうちの60%が資源ごみに回るとしようという形で算定させていただきます、その数値60%というのを今度は資源ごみの方に足させていただきます、この数値を算定しております。

(オブザーバー)

10,680t/年からプラスチックごみとして回収するであろう分を引くという考え方であれば、10,680t/年に含まれている回収されるプラスチック系ごみを引けばよいだけのようだが、わざわざ既に資源化の方で回収している分も合わせてからこの引く数値を出すのはどういう意味があるのですかということをお聞きしたい。

(エックス都市研究所)

現状では中津川市、恵那市とも資源ごみの方にプラスチック系ごみが入っていないという状況です。資源ごみの中には入っておらず、全部燃やせるごみに入っています。

ただ、環境省のデータが燃やせるごみと資源ごみを合わせたものの組成ですので、算定としては燃やせるごみと資源ごみの合計から10.99%とさせていただきます。中津川市、恵那市が燃やせるごみの中にしかプラスチック系ごみが入っていないため、その数値を燃やせるごみから引かせていただいたという算定方法になります。

(オブザーバー)

資源化施設の生活系ごみというのは、プラスチックがないということですね。

(エックス都市研究所)

その通りです。

(オブザーバー)

わかりました。

(委員長)

先程も話がありましたが、質問事項等をまとめて出す機会もありますので、それも含めて検討いただければと思います。

では「議事(1)中津川恵那広域ごみ処理基本構想の策定について」はこれで終了とさせていただきます。

4. 議事(2)

(委員長)

続きまして、「議事(2)建設候補地公募要項及び評価基準の策定について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは3番の「議事(2)建設候補地公募要項及び評価基準の策定について」ご説明いたします。

資料につきましては、資料2-1「中津川・恵那広域ごみ処理施設建設候補地公募要項(素案)」、資料2-2「建設候補地評価基準(素案)」について簡潔に要点をまとめ

した資料2のパワーポイントの資料でご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは「資料2の説明」をご覧ください。

まず2ページをご覧ください。初めに、建設候補地の公募要項（素案）についてご説明いたします。

第2回の検討委員会におきまして、令和15年度の施設稼働に向けて、建設候補地の選定方法については、地域の合意形成が行われた後に応募していただく「公募型」で進めるということを決定していただきました。資料2の建設候補地の公募要項（素案）につきましては、地域の方が建設候補地として応募する際の応募資格や応募要件、応募時に提出していただく書類等の内容となっております。この「建設候補地の公募要項」につきましては、公募実施時に地域住民へご案内する資料として、皆さんに周知したいと考えております。それから、両市及び協議会のウェブサイト、広報誌でもご案内する予定ですのでお願いします。公募要項には13項目について記載をしております。

3ページをご覧ください。整備対象施設と公募を行う上での考え方を整理しました。

第2回検討委員会において、可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、最終処分場を合わせた概算敷地面積は50,000㎡、5haと説明いたしました。これは、令和4年度に実施した施設整備方針検討業務の報告書から用いた面積です。報告書の最終処分場の面積は、循環型社会形成推進交付金の対象となる15年間の埋立で推計したものです。先程資料1でご説明をしたとおり、ごみ処理施設、資源化施設は30年程度の利用を検討しているため、基本構想では最終処分場についても30年間で推計することとしました。そうした場合、ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場を合わせた必要面積の目安は、焼却方式で7ha、溶融方式で5haとなり、とても広い面積ということになります。

公募の実施に当たって最も心配することは、応募していただけるかということです。そこで、より応募していただきやすい条件とするため、最優先整備すべきはごみ処理施設とし、リサイクル処理施設と最終処分場については、地域の意向を確認しながら、一体整備の可能性も含めて進めていくこととします。

4ページをご覧ください。公募要項要領についてご説明いたします。

公募要項では、応募資格、応募要件、応募時に提出していただく書類、応募期間について記載しております。

まず、応募資格ですが、ごみ処理施設の整備にあたっては、一定の広さの用地を確保する必要があり、地権者が複数の場合や地域を跨ぐことも考えられます。そのため、土地が所在する自治会（区）内の自治会長（区長）による応募としたいと考えています。

応募要件は資料で示す5つとし、多くの地域に応募していただきたいと考えております。1つ目の面積要件ですが、概ね2ha以上の用地を確保できることを要件としました。このことは先程も申し上げましたが、応募していただきやすい概ねの面積ということで、ごみ処理施設1.2ha、リサイクル施設0.8haの合計面積が2ha以上の応募と、幅を持た

せた形の要件としました。

2つ目の要件は、両市の中心から10kmの範囲内の土地であることとしました。このことにつきましては、広域的な視点で両市の持ち込みの利便性、収集運搬の効率性について皆様よりご意見を頂きましたので、事務局で検討し、資料2-3別添資料で示します、人口重心地から10kmの範囲ということで示させていただきました。

ここで、資料2-3の人口重心地の説明をさせていただきます。×印は両市の人口の分布の重心を示しており、JR美乃坂本駅の北側が重心点と考えられます。赤色の円の中が10kmの範囲で応募要件の地域となります。赤色の●印につきましては、両市の既存施設の場所を示しております。

パワーポイントの資料に戻っていただき、5ページをご覧ください。

応募時に提出いただく資料ですが、応募申請書のほか、応募用地が確認できる位置図、そして、応募の経緯や要望事項、地域の状況等を確認させていただく資料の提出を想定しております。

また、応募要件の4つ目に関する、「土地所有者へ説明・確認が行われていること」を確認するための確認書をご提出いただきたいと思いますと考えております。応募要件の5つ目、「暴力団員・反社会的団体との関与がないこと」につきましては、「反社会的勢力との関与がないこと」の確約に関する誓約書」を提出していただきたいと思いますと考えております。

応募の期間につきましては、令和7年4月～7年7月までの4ヶ月とします。その後の令和7年8月～11月までの4ヶ月間で応募された土地の評価を行い、12月中に候補地（案）の決定を目指したいと考えております。

6ページをご覧ください。地域振興策及び説明会等の開催についてご説明をさせていただきます。

施設を建設する地域に対しまして、地域の環境整備や活性化の支援を行う予定です。詳細は、地域からの要望や実情等を伺いながら、建設候補地決定後に地域と協議の上決定をしていきます。また、応募を検討される応募資格者をはじめ、地域の皆様を対象に説明会を開催いたします。また、両市既存のごみ処理施設の見学や必要に応じて先進地の視察見学についても受付をさせていただき、ぜひ実施をしていきたいと考えています。

説明会の受付や応募に関する相談につきましては、中津川市環境政策課、恵那市環境課、また当協議会に相談窓口を設置して対応していきたいと考えています。

7ページをご覧ください。建設候補地選定基準（案）についてご説明をさせていただきます。

資料2-2の建設候補地評価基準（素案）の内容についてご説明をいたします。このパワーポイントの資料では、「建設候補地選定基準（案）」として示しておりますが、正しくは、資料2-2の「建設候補地評価基準（案）」ですので、よろしく願います。建設候補地評価基準は、応募いただいた土地をどのように選定していくのか、その流れと評価項目・選定基準を示したものです。

8ページをご覧ください。まず、建設候補地選定の流れについてご説明をいたします。

候補地の選定は、3段階で評価を行います。1次評価は、公募要件に適合しているかを確認することとし、事務局が対応します。2次評価は、応募のあった土地が建設可能な土地であるか、法令等から適合を確認することとし、事務局が対応します。3次評価は、広域処理を考慮した絞り込み。広域化の視点や土地利用、環境保全等の項目について、検討委員会で評価をしていただきます。

9ページをご覧ください。1次評価について説明します。

1次評価につきましては、応募資格と応募要件の適合を事務局側で確認するものです。応募資格、応募要件を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」とします。基本的には応募時の書類をもって確認を行い、すべて満たしている場合に2次評価へ進むという流れとなっております。

10ページをご覧ください。2次評価について説明をいたします。

2次評価では、土地利用、環境保全や災害防止に関する法令等の確認を行います。2次評価につきましても事務局側で確認し、評価させていただきます。

評価は、このページと次の11ページに示しております判定項目・判定基準によって行います。これらの判定項目には多くの法令等が関わりますが、中には、対策工事や規制解除の手続きを行うことでごみ処理施設の整備が可能となる場合もあります。そのため、法令等に該当する場合は、地域環境等を考慮し、対策工事や規制解除の手続きの可能性を踏まえまして施設建設の可否で評価します。

11ページは、2次評価で只今説明したとおりですので省略します。

12ページをお願いいたします。ここでは3次評価について説明をさせていただきます。

3次評価は、応募のあった土地を比較し、広域処理の考慮や周辺の状況等、細部にわたる建設候補地の適正を重み付けとして評価いたします。評価項目及び評価基準の内容につきましては、このページと次の13ページに示させていただきます7項目を挙げさせていただきました。

特に、建設候補地は広域処理施設となるため、どちらかの市、どちらかの市民に負担が偏ることを極力減らすために、評価項目No.1の「広域化の視点」につきましては、両市の人口分布の重心からの距離について評価点、配点を高くして重み付け評価をいたします。

引き続き13ページの3次評価（重み付け）その2をご覧ください。

建設候補地は公募により選定するため、No.6の「合意形成」についても、評価点を高くしております。またNo.7「協力度」につきましては、申請時に施設の受け入れに対する自由記述をしていただいで、地域の協力度を評価させていただくものです。

また、ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場の整備に関する意思表示も、この地域の協力度の中で評価させていただいたらどうかと考えております。この協力度の評価につきましては、応募者や地域の皆さんとヒアリング、意見交換を行ったうえで、加点方式もしくは客観的に配点が難しい場合には、記述での比較評価ということも検討して

いきたいと考えております。

14 ページをご覧ください。今後のスケジュールについてご説明をいたします。

建設候補地公募要項及び評価基準（素案）につきましてご説明をさせていただきました。今後は、年明けの令和7年1月10日（金）に第5回検討委員会を開催し、公募要項及び評価基準（案）を策定していただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

その後、令和7年1月中旬以降に、基本構想につきまして市民の皆様からご意見を頂く、パブリックコメントを実施いたしまして、翌月2月中に「建設候補地公募要項及び評価基準」を策定したいと考えております。

そして令和7年度4月に公募を開始し、9月を目途に第6回検討委員会を開催させていただき、検討委員会で候補地の評価をしていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

15 ページをご覧ください。本資料のまとめということで、今後の候補地選定における方針として、建設候補地は公募を実施し、令和7年度中の候補地決定を目指します。

公募期間は、令和7年4月から7月までの4ヶ月ということで、公募要項につきましては、4ヶ月の公募期間で地域が応募しやすい条件を検討し、設定させていただきました。そして建設候補地には、地域振興策として支援を行うこと。また地域説明会、希望者への施設見学の実施を予定すること。両市と協議会に、相談窓口を設置し、応募に関する相談を受けられるようにすること。このような内容を中心に（案）として示させていただきました。

建設候補地評価基準につきましては、2次評価では、土地利用、防災、環境保全等の7項目を設け、多角的に評価しつつ、3次評価では、広域処理にあたり両市の負担の偏りを軽減する内容、公募のメリットを活かせる評価内容を重点項目として重み付け評価する。このような内容を中心に（案）として示させていただきました。

本日は、ご提案させていただきました公募内容、評価項目・評価基準についてご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

（委員長）

ありがとうございました。それでは議事（2）の候補地の公募要領等につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

質疑応答

（副委員長）

1次評価は×が1個でもあるとだめですが、2次評価もそうなのでしょうか。

（事務局）

2次評価の場合は×か○かという表記はしておりません。ただし先程も申し上げましたが、その土地が対策工事や、規制の解除が可能であるということであれば、3次に進むことができると考えています。○×という表記ではなくいろいろな見方で、対策をす

ることによって次へ進められるかというようなことも、確認させていただきます。

(副委員長)

そこを通過したとして、3次評価の配点が素案の方にあったと思いますが、佐久で教えてもらった評価基準だと、全項目なるべくまんべんなく配点されていたような気がするのですが、今回の案だと結構、土地利用の合意形成のところに配点が高いという印象を受けたので、その辺の意図があるのかという点を教えていただきたい。

(事務局)

資料2-2の5ページに、3次評価の内容について表4として掲載しています。一番右に配点、それから補正というような形で、今回は1番の広域化の視点と6番の合意形成に、配点としては重きを置いております。

これは先程の説明にもございましたように、まず1つ目としては、公募のメリットを最大限活かすということで、地域の合意形成が行われた後に応募される、建設候補地として建設に向かって進みやすいということで、6番の合意形成に重きを置いております。

もう1つ広域化の視点についても、先程ございましたように、今回は2市で事業を行います。大変広大な面積を要する2市と一緒に事業をするわけですので、どちらか片方の市の端に整備すると、収集運搬あるいは市民の直接持ち込みという部分において負担がかかることとなりますので、なるべく中心に近いところが望ましいのではないかと前回の委員会でもご意見を頂きましたので、広域化の視点というところにも重点的に配点しております。

(副委員長)

7番の協力度のところに結構定性的に効くのと、かつ6番も点が高いため、二重かなと一瞬思ったというところです。

(副委員長)

評価基準の1から7で3次評価が示してあります。2次評価でもよいと思いますが、環境保全のところで、今アセスでは必ず希少動植物の生息・生育の確認ということが入ってくるのですが、今回それが全く入ってない。私は参加していませんが、先日の佐久のものでも多分そこは入っていたかと思います。今回意図的に外されたのか、それとも単に見落としなのかというところを確認させてください。

(エックス都市研究所)

今回あまり時間が少ないということと、もちろん工事が決まって施設を作る際、環境影響評価は必ずやらなくてはいけなくて、その中には動植物の項目がありますので、こちらでやるという意図で、今回前段の公募要件のところからは外させていただいたということです。時間的な関係も含め、そういう理由で整理をさせていただきました。

(副委員長)

実際の環境アセスの段階となると、例えばその段階でレッドリストに載っているもの

が見つかったということになると、計画が頓挫するという恐れもあると思います。いろいろな団体の方がいらっしゃるのも、もし市としてある一定のデータを持っておられるなら、それに基づいてやはり一定の評価をする必要があるのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。この件につきましては、事務局の方でもう一度検討させていただいて、1月10日に開催します第5回で説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(副委員長)

地域振興策という部分も、かなりまた今回重きを置かれていると思いますが、私も他の事例を調べたのですが、応募の段階で、各応募される地区が地域振興策を提示される、それを条件に入れる、というところもあったと思うのですが、今回それは考えないですか。例えばカチツとしたものではなく自由記述で、住民の合意形成のような形でもいいかと思うのですが、何かこうしたいという意見があれば書いてもらうようなことはやらないのでしょうか。

こちら側から提示する地域振興策はあったと思いますが、応募される側からこうして欲しいという希望みたいなものを盛り込んで応募してもらうというのは考えられていませんか。

(事務局)

地域の方からのご要望といった内容を受付させていただくということにつきましては、資料2-1の3ページの必要書類のところに書かせていただいております。応募にあたっての経緯や要望事項、このあたりでご意見を頂けないかと考えております。

(委員長)

「資料2の説明」のパワーポイントの3ページ、先程お話がありましたように、優先整備はごみ処理施設、地域意向を確認するのがリサイクル施設、最終処分場と分かれて考えておられるということですが、この中の「処理対象物」に括弧書きで不燃ごみが両方に入っているのはどういった意味でしょうか。

(エックス都市研究所)

不燃性粗大ごみというところで、優先整備のごみ処理施設は、不燃性粗大ごみ処理施設も含めた施設となっておりますので、基本的にはそちらに不燃性粗大ごみとして入ってくる形となります。再度確認をさせていただいて、最終的なものでは、しっかり分かれた形で提示させていただければと考えております。

(委員長)

ごみ処理施設の可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処理をするための必要面積は1.2haと書いてありますが、応募要件で「概ね2ha以上」と書いてあるのは整合がないように思われるが、どういうお考えでしょうか。

(事務局)

必要な面積を概ね 2.0ha とさせていただいたのは、3 ページの中にごみ処理施設の整備を書かせていただいておりますが、やはり整備をするにあたりまして、市民への影響や利便性を考えますと、この中津川市環境センターにおきまして、可燃ごみ処理施設とその向かいにリサイクル施設が存在しており、見ておりますと、市民の利便性が良く、いつも頻繁にお客様が持ち込むというような背景があります。

従いまして、今回目指そうという整備につきましては、可燃ごみ処理を当然整備していきたいところですが、説明とは矛盾しますが、念頭にリサイクル施設ということを一體の中で考えさせていただいて、2ha 以上ということで応募をさせていただけないかと考えております。

(委員長)

気持ちは分からなくはないですが、文章の構成としては矛盾があるような気がしました。例えばこの文章を読むと、敷地として平らになっているところ、造れそうなところが 1.2ha 以上というのが、応募の要領としては正しいような気がします。

例えば地域の意向を確認して、もう少し大きいところがありますと言った時に、次に入ってくるのがリサイクル施設なのかなど。更にもっと大きなところがありますということで最終処分場まで入るのかどうか。やはり地域の意向を大切にすることということで言うと、そちらの方が正しいような気がしますがいかがでしょうか。

(事務局)

1.2ha というのは、実際に建設が可能な有効可能面積ともなりますので、1.2ha 下限ですと、やはり提供していただく土地すべてに施設を造れないということもございます。

こういった中山間地域ということもございますので、1.2ha が確実に取れるという意味も含めて、多少大きな面積とさせていただいている部分もございます。

(委員)

最終処分場は、ある程度遠くて広大な面積が要りますが、私がもしごみを出すとしたら、最初からごみ処理施設とリサイクル施設を一つの公募にした方が、市民の立場からは使いやすいと思います。その方が分かりやすいですし、今の所にもリサイクルの持ち込みもあるわけですから、それが燃えるごみの処理施設は違う所にあるというよりは一つになった方が、例えばこれからいろいろ片付ける人も増えてくると思うので、最初から公募するなら、これを一つにして募集した方が分かりやすいと思います。最終処分場は別のところにあっても市民と関係ないと言っては失礼ですが。

本当はこれを一度に一體でまとめて造った方が経済的にいいのか私にはわかりませんが、小出しにしていってバラバラに3か所造るのがわかりにくいと思います。最終処分場は最終的には7ha 要りますので、公募してもこの 10km 圏内にまとまった土地があるのか、住民の協力があっても難しいのではないかと実感として思いますが、2ha 程であればあるかもしれない。最初からそうしてしまった方が、小出しにして、もう少し余分にあつたらまたお願いしますと横へずれるような、地域の住民に後出しみたいにする

よりはいいと思います。

(委員)

まず一つは1.2haのごみ処理施設をまず何とかしてやろうということで、リサイクル施設は、その分の広さがあつたり地元の理解が得られたらということです。例えば最初から2haにしてしまうと、ひょっとして1.2haの施設ならできるところができないといった、そういう土地の制約、特に中山間地域ということや、街の中ではちょっとできないと思いますので、できるだけ公募のやりやすいところを優先して、こういう面積を出しています。

また、リサイクルのあり方は今後非常に変わると思っており、街の中でもできるような施設ができるのではということもあるため、それを今後検討していけばいいのではないかと考えてこういう書き方をしているということです。

(委員長)

リサイクルのあり方も、今後また考えていくこともあるという話もいただきましたので、その辺を含めると、必ずしも一体でなくてはいけないかということ、そうでもないかもしれない。ただ現状としては、一体の方が使いやすいということがお話にもあったと思います。

確かに2haで一体整備できるかということ、山間部というお話もありましたが、できない可能性もあるわけです。そうするとやはり、公募いただいた2ha以上の土地で何ができるかといった時に、まずごみ処理施設が優先で、もしうまくいけばリサイクル施設まで造れるかもしれないということになります。

その辺は事務局の考え方、順番でそれを追っていくということ。ただし、最初に少し大き目にみたいということで、まずは2haを下限にしているということでございます。多分それで少し大きな土地が出てきたら、おっしゃるようにリサイクル施設もそこにつけられるようになると思いますが、その辺は公募を見てもないと言えないというところです。

今お話を伺っていて思ったのですが、最終処分場は10km圏内にある必要はないですね。

(事務局)

最終処分場につきましてはおっしゃるように、必ずしも10km圏内にある必要はありません。これは行政側で処理したものを持って行って埋め立てる、管理するというので、10km圏内にある必要は必ずしもございません。

(委員長)

今回、そんなに大きな面積のもので手が挙がらなかった場合には、最終処分場については、別途またこういう形で考えていくというお考えでよろしいですか。

(事務局)

応募していただくのは地域のご意向が一番だと思いますので、最終処分場までは難しいということであれば、これも広域化の協議の対象となっている施設でございますので、今後どんな整備をしていくかは、改めて両市で協議を行うことになります。

(委員)

先程の可燃施設とリサイクル施設の話ですが、一つのやり方としては、市民の皆様の持ち込む資源を一時的に貯留する面積さえあれば、市民の皆様の利便性は損なわれないと思いますので、そういうやり方も可能ではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。確かにそうですね。

先程私が文章にそぐわないという話をしましたが、今いろいろお話を聞く中で、やはり安全を見て、1.2haが絶対だけど少し大きめに、ということで今募集かけようとしているということで半分納得いたしましたので、特に意見書は出さないようにしようと思います。

何かご意見ご質問等あればお願いしたいのですがよろしいですか。

それでは、オブザーバーの皆さんの方からどうぞ。

(オブザーバー)

パワーポイント資料の6ページに「説明会・施設見学会の開催」とあり、「応募を検討される応募資格者を対象に説明会を開催する」とありますが、時期としては公募開始された後なのか、その前でも可能なのかという点は如何でしょうか。

(事務局)

時期は問わずということで、既に両市の環境担当、協議会の方でも相談窓口を設置いたしましたので、随時ご相談いただければ、地域の方にも、現在持っている情報でもってご説明させていただきます。公募が始まってからであれば、具体的な内容を示させていただいた後ですので、もっと具体的にご相談、ご説明ができると考えております。

(オブザーバー)

先程最終処分場の話が出ていましたが、今の最終処分場の残余年数はどの程度か。いわゆる焼却炉の約束期間で一杯になるのか、最終処分場が埋まっていない状態で中途半端で終わるわけにもいけないと思うので、その辺どうなっているのかを伺いたいです。

あと、1次評価で〇×式で×が1個でもあったら先に進みませんと書いてありますが、ここの判断基準は結構難しいと思います。「暴力団員、反社会的団体との関与がないこと」の資料は誓約書だけでよいと書いてありますが、これは誰の誓約書ですかという話にしか逆にならなくて、申請者の区長が「ありません」と言ったらOKなのかという話になってくるだろうし、「土地所有者へ説明確認が行われていること」というところは、一応確認書は土地所有者から出してもらうということで確認できると思うのですが、その上の「自治区内での合意を得ていること」というのは、誰一人反対する人がいない状態でいいといけないという話なのか、逆に後の判断基準で、周知状況云々という話があるの

で、ここをどう判断するのかということとか。漠然としているというか、○×で判定するにはちょっと厳しいところもあると思います。

(事務局)

恵那市の最終処分場の残余期間ですが、今は令和14年度までは持つような推移でございます。ただ、火災等が多くなると最終処分場の埋め立てが進んでいくため、その辺が予想できないのですが、今のところ令和15年の稼働までは余裕があるように埋め立てをしている状況です。

(事務局)

中津川市です。中津川市の場合も、令和14年以降もまだ最終処分場は持つような状況になっております。

(事務局)

第1回の検討委員会の資料を確認させていただいているところですが、中津川市環境センターの埋立処分場、令和3年度末の時点での実績ですが、埋立容量73,000 m³に対し、埋立量としまして36,316 m³、埋立率が49.7%ということでお示しをさせていただいております。

(オブザーバー)

それらを踏まえると、逆に一杯になるのではなくて、しばらく最終処分場は使えると考えて、今回整備できなくてもよいという整備の仕方もあると思うのですが、そういうことはないでしょうか。

逆に言うと、地元との約束で、最終処分場もそこまで使えなくなるといった話があるのでしょうか。

(事務局)

最終処分場の残余容量や今後の計画につきましては、もう一度両市間で協議をして調整をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つご質問いただきました、1次評価の段階での土地所有者への説明の確認書、あるいは反社等との関与がないことの誓約書ですが、実態調査までするのはなかなか難しいと考えておりますので、1次評価は形式的な評価にはなりますが、自治会長、あるいは区長がこちらの書類を、そのお立場でもって作成されたということで、それはそうであろうということで審査を行うこととなります。

土地所有者全ての方への説明、あるいは地域合意が全員かということにつきましても、これは提出書類でも「②提出が望ましい書類」として「合意形成がなされた時の総会等の議事録」と書かせていただいておりますが、おそらくどの自治体でも全会一致ということだけではないと思っておりますので、そちらの合議体の中でお諮りいただいて、応募することに同意を頂いたということであれば、それは自治会、あるいは区としての同意として、こちらは捉えさせていただきたいと考えております。

(オブザーバー)

3次の評価の時は大変ですねということになると思う。今の合意の状況とか、それを評価するのですか、という話にまたなっていくと思うが。

(事務局)

3次評価のところで最後に協力度とかもございしますが、ここで地域と密接なヒアリングや意見交換をさせていただきながら、1次評価の時には分からなかった地域の状況や皆さんのお考えや協力度も、ここで十分評価させていただきたいと思っています。

(委員長)

評価する上で大事な話になってくると思います。ありがとうございます。他に何かございますか。

(オブザーバー)

先程「両市の中心」という表現で資料2-3の説明をされましたが、「両市の中心」と「両市の人口重心地」という二通りの表現が評価規準の中にあります。

資料2-3は人口重心地の言葉ですが、両市の中心からの10kmと、重心地を中心とした10kmというのは、言葉で考えると別に見えますが、これは同じでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今回考えております中心というのは、資料2-3でお示した「両市の人口の重心地」を採用したいと考えております。また次回に向けて資料の整合性を図ってまいります。

(委員長)

他に何かございますか。若干修正が入ることはありますが、基本的にはこれで了承いただいたということによろしいでしょうか。先程ありました調査の話は少しまた検討いただかないといけないところがあると思いますが、基本的にはこの形で進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

今回ここで質問できなかったことやご意見などございましたら、意見連絡票がありますので、そちらの方に記載していただければと思います。

それではこの件に関しましてはここで終了とさせていただきます。

5. 議事 (3)

(委員長)

次に「議事 (3) その他」について事務局からお願いします。

(事務局)

それでは事務局より、今後のスケジュールと、先程も申し上げたお願い事項について改めてお伝えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、年明けの令和7年1月10日(金)に第5回検討

委員会を開催し、「基本構想（案）」と「公募要項及び評価基準（案）」の策定をさせていただく予定です。皆様大変お忙しい中申し訳ありませんが、お願いしたい事項といたしまして、本日の資料「基本構想の（素案）」、そして「公募要項及び評価基準（素案）」につきまして改めてご確認いただけたらと思います。ご意見等ございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。頂いた意見につきましては事務局で内容を整理して、第5回検討委員会でご報告したいと思っております。ご意見を頂く期間につきましては、本日から来月12月6日（金）までとさせていただきます。大変期間が短い中恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局への連絡方法につきましては、お手元に配布させていただきました「意見連絡票」をご利用いただき、電子メールもしくはFAXで結構ですので、返信をお願いしたいと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

（委員長）

ありがとうございました。

その他についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

6. 次回の第5回検討委員会の開催予定について

（委員長）

次に4番、次回の委員会の開催予定について、今少しお話ありましたが、改めてお願いいたします。

（事務局）

4番、最後に次回の第5回検討委員会の開催についてご案内を申し上げます。

日時につきましては、ただいま申し上げました、来年令和7年1月10日（金）午後1時30分から。場所はこの会場と同じ、中津川市環境センター大会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

（委員長）

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返いたします。

7. 閉会

（事務局）

それでは、閉会の挨拶を副委員長からお願いいたします。

（副委員長）

本日も長時間にわたり、本当に活発なご議論をありがとうございました。

本日は事務局の方から基本構想と応募要項、それから評価基準をお示しいただいたわけですが、今回公的な施設ということで、かなり厳密で適切な評価をしなければいけな

い一方で、公募型ということで、できるだけ広く応募していただきたいという、この非常に相矛盾する条件の中で、事務局の方で今回案を策定していただいたということで、非常にご苦労されたことと思います。

今後12月の初めまでに、今日ご意見を伝えきれなかった方もたくさんいらっしゃると思いますので、皆様からいろいろなご意見を出していただいて、1月10日に確定できるような方向にしていいただければと思っております。

今日は委員長をはじめ、皆様本当にどうもお疲れ様でした。

(事務局)

ありがとうございました。

これをもちまして、第4回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会を閉会いたします。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、ありがとうございました。